

主任介護支援専門員(更新)研修に関するQ&A

令和8年4月10日
愛媛県長寿介護課

1 研修に関すること

《受講要件について》

Q1 主任介護支援専門員研修の受講要件はどのような内容ですか。

【A1】 受講対象者は、介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する現任の介護支援専門員のうち、下記(1)～(3)のすべての条件に該当する者とします。

- (1) 下記①～④のいずれかに該当すること ※①・②は専任が要件です。
- ①居宅介護支援事業所のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護保険施設（以下、「居宅介護支援事業所等」という。）において、専任の介護支援専門員として従事した期間が、通算して5年（60か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
 - ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、居宅介護支援事業所等で専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
 - ③主任介護支援専門員に準ずる者（「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知（令和6年8月5日最終改正））記6（1）③に定めるものをいう。）として、現に地域包括支援センターに配置されている者
 - ④その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者
- (2) 介護支援専門員研修専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】の両方を修了している者
- (3) 勤務先の所在する市町長から推薦を受けた者

※詳細については、研修実施機関が作成する該当年度の開催要項を確認してください。

<要件(1)①・②に関すること>

Q2 専任とは何ですか。

【A2】 専任とは、常勤かつ専従の介護支援専門員としての勤務を指します。常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）に達していることをいい、専従とは、サービス提供時間帯（当該従事者の当該事業所における勤務時間）を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

なお、同一法人内の複数事業所において、同一期間にそれぞれ専従の介護支援専門員として従事している場合、それぞれの事業所における勤務時間の合算が、常勤の従事者が勤務すべき時間数に達している場合、専任に準じ受講できるものとします。この場合、所属法人が証明す

る、それぞれの事業所における勤務時間数についての任意書類をご提出ください。

<要件(1)①・②に関すること>

Q3 管理者として業務に従事した期間について、実務経験に算定できますか。

【A3】 専任の介護支援専門員として勤務した居宅介護支援事業所等の管理者との兼務期間は算定できます。管理者以外の職務の兼務については算定できません。

<認められない例>

- ・管理業務のみを行い、ケアプランの作成業務を行っていない期間
- ・専任の介護支援専門員として勤務した事業所と、管理者として勤務した事業所が異なる期間
- ・介護支援専門員以外の職種（生活相談員や看護師等）での勤務と管理者の業務の兼務期間

<要件(1)③に関すること>

Q4 「主任介護支援専門員に準ずる者」とはどのような者ですか。

【A4】 次のいずれかに該当する者です。

(1) 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

(2) 地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

※介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えありません。

<要件(1)④に関すること>

Q5 「県が適当と認める者」とはどのような者ですか。

【A5】 介護支援専門員の資格を有する者で、市町が設置する介護保険関係の相談窓口（地域包括支援センター等）において、地域の介護支援専門員からの相談・支援等の業務に5年（60か月）以上従事した（介護支援専門員として実務に従事した期間を含む）経験があり、市町長が特に推薦する者としてします。

介護支援専門員の資格を有し、保健師、社会福祉士等として地域包括支援センター窓口等で地域の介護支援専門員からの相談・支援等の業務に従事した期間は算定されます。

Q6 過去に勤務していた事業所が廃業しており、実務経験証明書が提出できないのですが、どうすればいいですか。

【A6】 (1)事業所が統合された場合

労働者名簿、賃金台帳等を引継いだ事業所が実務経験証明書を発行してください。証明書の「事業所名」欄には、統合元、統合先双方の事業所名を記入してください。

(2)事業所が廃止された場合

事業所の廃止がわかる書類、受講者が保有している給与明細書、雇用契約書等で勤務実態が分かる書類を提出してください。ただし、実務経験の証明ができない場合については、原則として実務経験として算定できません。

Q7 主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修は、市町長からの推薦が必要ですか。

【A7】 主任介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの中核をなす専門職であり、市町が推進する地域づくりに積極的に参画することが役割として求められます。

このため、平成 28 年度から実施している主任介護支援専門員更新研修は、市町からの推薦を必要としていましたが、平成 29 年度から主任介護支援専門員研修においても、勤務先の属する市町長からの推薦が必要となるよう変更しましたので、両方の研修に市町長の推薦が必要です。

Q8 市町長からの推薦の基準はありますか。

【A8】 主任介護支援専門員として各地域において積極的なリーダー活動が実践できる方を推薦していただくよう市町へ依頼しております。推薦基準については、推薦書に添付する受講確認書に記載された活動状況等を参考にし、地域の実情に応じて市町毎に別途推薦基準を設ける場合がありますので事前に該当の市町へお問い合わせください。また、推薦書の作成に当たっては時間を要しますので早めに準備をお願いします。なお、受講申込み後、所属事業所が変更となった場合、新たな事業所において受講確認書を作成し、設定された期限までに再度市町に推薦を依頼してください。

Q9 主任介護支援専門員更新研修の受講要件はどのような内容ですか。

【A9】 受講対象者は、主任介護支援専門員（更新）研修を修了後、他の介護支援専門員に対して、直近の過去 5 年以内に指導した実践事例があり、次の（１）～（４）のすべての条件に該当する者としてします。

- (1) 主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書の有効期間がおおむね 2 年以内に満了する者
- (2) 介護支援専門員への助言・指導及び地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践への協力が可能な者
- (3) 主任介護支援専門員（更新）研修修了後、直近の過去 5 年以内に下記の①～⑤のいずれかに該当する者
- (4) 勤務先の所属長及び所在する市町長から推薦を受けた者

受講要件	
①	介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
②	地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修に年 4 回以上参加した者
③	日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
④	日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
⑤	主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、愛媛県が適当と認める者

※オンライン研修については、主催者側が参加者の出席及び受講状況を確認できる場合のみ、当該研修の受講要件を満たす法定外研修として認めます。

ただし、以下のような方法を複数組み合わせ、出席及び受講状況の確認ができるものとします。

(例) 出席者の顔画像確認、レポートの提出、小テストの実施等

<要件(3)①に関する事>

Q10 「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」の基準はありますか。

【A10】 介護支援専門員の資質向上に必要な知識技術の修得のための研修において、主任介護支援専門員研修修了後、直近の過去 5 年間に 1 回以上介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者となります。

Q11 「介護支援専門員に係る研修」とは具体的にどのような研修が該当しますか。

【A11】 介護支援専門員の資質向上に必要な知識技術を修得するための研修であり、以下のような研修が該当します。

なお、所属事業所や所属法人内部で行われる職場研修は該当しません。

《該当する研修例》

- (1) 介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく法定研修
- (2) 都道府県、市町、地域包括支援センターが行う研修
- (3) 日本介護支援専門員協会（他県ブロック、県各支部を含む）、愛媛県介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会が行う研修
- (4) 上記の機関・団体に準ずるものが行う研修

※「上記の機関・団体に準ずるもの」の例

- ①介護支援専門員連絡協議会が行う研修
- ②社会福祉協議会（都道府県、市町）が行う研修 等

Q12 「介護支援専門員に係る研修の企画」とはどのような役割が該当しますか。

【A12】 年間を通じて、介護支援専門員に係る研修の企画担当者（研修委員や役員としての参画等）として、企画から開催まで主に関わった場合を指します。

企画業務への関わりが薄い場合（講師依頼、会場予約、研修案内作成、受講者管理等事務への関わりのみ）は該当しません。

Q13 「ファシリテーター」とはどのような役割が該当しますか。

【A13】 「ファシリテーター」とは研修実施機関から依頼を受け、研修時に講師と共に受講者へ指導・助言を行う等により研修の進行を推進する者をいいます。受付や進行の司会者は該当しません。

Q14 「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」の証明は何を添付すればよいですか。

【A14】 原則、研修実施機関が発行する証明書を提出してください。証明書等の様式は任意の様式で構いませんが、講師名、研修名、研修日時、会場、研修実施機関の証明印等の記載が必要です。

証明書の提出が難しい場合は、講師依頼文書等の写し等で日時、会場、内容、役割（企画、講師やファシリテーター）等が確認できる資料を添付してください。

なお、確認書類がお手元にない方は、担当した研修の実施主体に、証明書类等（日時、会場、内容、役割（企画、講師やファシリテーター）等が確認できるもの）を発行してもらえるかご相談ください。

<要件(3)②に関する事>

Q15 「地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等」とはどのような研修が該当しますか。

【A15】 介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を修得するための研修であり、主に介護支援専門員を対象とした研修時間が90分以上のものとします。

原則、修了証や出席証明書等（任意の様式で可）で参加したことが証明できる研修が該当します。

ただし、以下のような研修は該当しません（以下に掲げるもの以外にも、内容等によっては「法定外研修」に該当しない場合があります）。

※《対象外の研修》

- ・介護支援専門員以外にも広く当てはまる、一般的知識や技術に関する研修（マナー・接遇

研修等)

- ・介護支援専門員としての業務遂行のために必須とされている研修（認定調査員研修等）
 - ・業務連絡を主とした連絡会、情報交換会、施設見学や施設紹介を主とした研修会
 - ・行政説明会
 - ・初任者向けの研修
 - ・特定の法人や施設等の職員に限定した研修（所属事業所や所属法人内部で行われる職場研修や、所属法人内部で行われている定例的な事例検討会等）
 - ・講師等による講義を含まない事例検討会（地域ケア会議等）
- ※事例検討会のうち、地域包括支援センターや職能団体等が実施する広く地域の介護支援専門員を対象とした事例検討に関する研修会は対象とします。

Q16 「地域包括支援センターや職能団体等」とはどのような機関・団体が該当しますか。

【A16】 以下のような機関・団体が該当します。

ただし、主に介護支援専門員を対象とした研修であり、介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を修得するための研修内容であることが条件になり全ての研修が該当するわけではありません。

- (1) 都道府県、市町、地域包括支援センター
- (2) 日本介護支援専門員協会（他県ブロック、県支部を含む）、愛媛県介護支援専門員協会、日本ケアマネジメント学会
- (3) 上記の機関・団体に準ずるもの

※「上記の機関・団体に準ずるもの」の例

- ①介護支援専門員連絡協議会
- ②社会福祉協議会（都道府県、市町） 等

Q17「法定外の研修に年4回以上参加した者」とありますが、年4回以上とはどの期間になりますか。

【A17】 「年4回以上」とは、主任介護支援専門員の資格を有する期間（直近の過去5年間以内）のいずれかの単年度（4月1日～翌年3月31日の1年間）を指します。年度をまたいで受講した研修の合算はできませんのでご注意ください。複数日にまたがる研修で1日当たりの研修時間が90分以上の場合は、1日を1回とカウントしても構いません。

ただし、受講申し込み時点での「受講見込み」は回数に含まれません。

※本来、自己研鑽は自分に必要と思う研修を自ら受講することに意義があります。自己研鑽を積むということでは、回数に限らず積極的に研修を受講していくことを心がけてください。

Q18 「職能団体等が開催する法定外の研修等への参加の証明」はどのようにすればよいですか。

【A18】 原則、研修実施機関が発行する修了証・出席証明書及び研修カリキュラムが確認できる文書等の写しを添付してください。

証明書等の様式は、任意の様式で構いませんが、受講者名、研修名、会場、研修日時、研修実施機関の証明印等の記載が必要です。

<要件(3)③に関する事>

Q19 「日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者」とはどのような者が該当しますか。

【A19】 日本ケアマネジメント学会以外の他団体が実施する研究大会等においてケアマネジメントに関する研究内容の演題発表を行った者も該当します。

また、共同研究者として抄録に氏名が記載されていれば同等の経験者とみなします。

Q20 「職能団体等が開催する法定外の研修等」において、証明書の発行がない時は、どうしたらいいですか。

【A20】 原則、修了証等の証明書が発行された研修で申し込んでください。
修了証明書等の発行がない場合は、受講（参加）した事が分かる個人名が記載された書類の写し等を提出してください。
（例：氏名、研修名、会場、研修日時等が記された参加通知、名札、参加券、領収書、研修時間の確認できるプログラム等）

<要件(3)④に関する事>

Q21 認定ケアマネジャーの証明は何を提出すればいいですか。

【A21】 有効期間内の認定ケアマネジャー認定証の写しを提出してください。

《事例の提出について》

Q22 主任介護支援専門員更新研修を受講する前に準備することがありますか。

【A22】 研修受講前に受講者自身の「介護支援専門員の指導・支援の実践事例」を提出する必要がありますので、指導をした際には記録を残しておくようにしてください。提出様式については、受講決定の際にお知らせする予定です。

Q23 事例(指導事例)の提出が必要になっていますが、現任でないと受講できませんか。

【A23】 現任でなくても受講は可能ですが、主任介護支援専門員として他の介護支援専門員に対する指導事例の提出が必要になります。
なお、主任介護支援専門員の地域での役割を鑑み、市町独自の推薦基準を設定している場合がありますので、勤務先の所属する市町の担当課で確認してください。

Q24 一人ケアマネのため、指導事例がありません。どうしたらいいですか。

【A24】 指導事例が提出できない場合は受講が出来ません。
主任介護支援専門員は、他の介護支援専門員に対する適切な助言・指導や地域づくりへの参画などを実践することを目的に制度化された資格です。そのため、資格取得後は上記の経験があることが前提となります。

2 登録等に関する事

《登録及び受講時の留意点について》

Q25 介護支援専門員証の有効期間満了後であっても、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間内であれば研修を受講できますか。

【A25】 受講できません。
主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間満了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方は、まず介護支援専門員更新研修を受講・修了し、介護支援専門員証を更新してください。

Q26 主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合どうなりますか。

【A26】 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員の資格は失効となります。ただし、介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能です。

Q27 主任介護支援専門員更新研修を受講すれば、通常の更新研修を受講しなくてもいいのですか。

【A27】 主任介護支援専門員更新研修を受講し、かつ修了すれば、通常の介護支援専門員更新研修は免除となります。

Q28 主任介護支援専門員更新研修を修了した後に介護支援専門員の更新申請の手続きは必要ですか。

【A28】 別途、更新の手続きが必要です。

主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは介護支援専門員証の更新手続きは免除とはなりません。通常の介護支援専門員更新研修受講後と同様、有効期間内に更新手続きをしてください。

その場合の「介護支援専門員証の有効期間」は、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものとしませんが、置換を希望しない場合は別段の申出により置き換えないことが可能です。

なお、置換を希望しない場合は、介護支援専門員証の有効期間と主任資格の有効期間が異なりますのでご注意ください。個別のご案内はありませんので、ご自身で忘れないように更新の手続きをしてください。

Q29 主任介護支援専門員更新研修はいつから受けることができますか？

【A29】 主任介護支援専門員更新研修の受講対象者は、主任介護支援専門員研修の修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者となっていますので、修了証明書の有効期間にご注意ください。

Q30 主任介護支援専門員の有効期間はいつからいつまでですか？

【A30】 有効期間は、主任介護支援専門員研修修了日から5年間です。主任介護支援専門員の有効期間満了日までに「主任介護支援専門員更新研修」を修了すれば、主任資格を取得した主任研修修了日を基準に、5年ずつ有効期間が延びていきます。

このため、早めに主任介護支援専門員更新研修を受講したとしても、主任介護支援専門員の有効期間が短くなることはありません。

Q31 主任介護支援専門員の資格の有無や有効期間は、どのように確認するのですか？

【A31】 主任介護支援専門員の資格については、介護支援専門員証のような資格証は交付されません。主任介護支援専門員であることや有効期間を証明できるものは、「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」となります。

よって「主任介護支援専門員（更新）研修修了証明書」は、介護支援専門員証と同様に非常に重要なものとなりますので、厳重に保管してください。

Q32 主任介護支援専門員更新研修を修了する前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合、主任介護支援専門員更新研修を受講できますか？

【A32】 受講できません。

介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了できない場合は、先に

通常の更新研修を受講していただき、介護支援専門員証の有効期間を更新したのち、主任介護支援専門員更新研修を受講してください。

Q33 主任介護支援専門員資格を更新しなかったのですが、再度、主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすればよいですか？

【A33】 主任介護支援専門員更新研修を受講せず、資格が失効した場合は、再度、主任介護支援専門員研修から受講する必要があります。

Q34 主任介護支援専門員研修を受講した場合も主任介護支援専門員更新研修と同じように更新研修が免除されますか？

【A34】 免除されません。
主任介護支援専門員更新研修を受講して修了した場合は更新研修を受講したとみなされますが、主任介護支援専門員研修を受講したことで更新研修は免除されません。

Q35 介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合でも、主任介護支援専門員としては働けますか？

【A35】 介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合は、介護支援専門員資格失効と同時に、主任介護支援専門員としても業務に従事できなくなります。

Q36 平成 26 年度以前に主任介護支援専門員の資格を取得しましたが、まだ有効ですか？

【A36】 平成 28 年度から主任介護支援専門員の資格も 5 年ごとの更新制となりました。
平成 23 年度以前に主任介護支援専門員の資格を取得した方は平成 31 年 3 月 31 日まで、平成 23 年度から平成 26 年度に主任介護支援専門員の資格を取得した方は令和 2 年 3 月 31 日までに主任介護支援専門員更新研修を受講・修了しなければならないこととされており、これを修了していない場合、すでに主任介護支援専門員の資格は失効しています。

Q37 提出先・問合せ先はどこになりますか？

【A37】 介護支援専門員の登録や介護支援専門員証の発行などに関する提出先・問合せ先は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課になります。（研修の申込は、愛媛県社会福祉協議会）
各種手続きについては県ホームページでお知らせしています。提出書類のダウンロードも可能ですので、こちらをご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/11562.html>

〒790-8570 松山市一番町4-4-2

愛媛県保健福祉部 いきがい推進局 長寿介護課 介護研修係

TEL 089-912-2338 FAX 089-935-8075

